

## 療養給付金・入院療養補助金の請求について

### 【1. 療養給付金について】

- (1) 給付の対象は健康保険適用診療費の自己負担額です。
- (2) 交通事故など第三者行為、自費(紹介状なしの大病院受診時の定額負担・人間ドックや予防接種等)、介護保険の適用、入院時の食事療養費等は、給付の対象とはなりません。
- (3) 医療機関別、月別、医科(外来/入院)・歯科(外来/入院)・訪問看護・調剤(処方箋発行元)別に、自己負担額から5,000円を控除した額の80%を給付します。ただし100円未満の端数は給付しません。
- (4) 給付限度額は、1か月45,000円です。
- (5) 領収書や明細書の添付では給付できませんので、医療証明書に医療機関別に証明をもらってください。
- (6) 医療証明書に対して手数料が必要な医療機関があります。手数料は給付の対象外です。
- (7) 支払った医療費に対して健康保険者や市町村から支給等がある場合(自己負担限度額を超えた場合を含む)は、その部分については互助会からの給付はありません。
- (8) 次の方は互助会に必ず連絡してください。連絡もれにより給付を受けた場合は、返還して頂きますのでご注意ください。
  - ① 重度心身障害者等に認定され、重度障害者医療受給者証が交付された方
  - ② 「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」を病院に提出せずに受診し、後から手続きを行った方
- (9) 高額療養費については加入している健康保険者にお問い合わせください。

### 【2. 入院療養補助金について】

- (1) 給付の対象は健康保険適用による入院です。
- (2) 入院4日を超える日数について、1日につき800円給付します。
- (3) 給付限度は、1年間(4月から翌年3月給付分)に72,000円(90日分)です。
- (4) 重度心身障害者等に認定された場合、「入院療養補助金」は請求することができます。

### 【3. 請求書の提出について】

- (1) 請求書の締め切りは、毎月15日です。15日までに到着した分を同月末に登録口座に振り込みます。
- (2) 15日を過ぎて到着した請求書は、翌月の処理となりますので、ご了承ください。
- (3) 請求期限は3年です。(該当月の15日必着)
- (4) 請求書がなくなった場合は、互助会にご連絡ください。

請求書送付先 : 〒910-8580 福井市大手3丁目17-1 一般財団法人 福井県教職員互助会 電話番号 : 0776-20-0560
-------------------------------------------------------------------------------